平成27年度 第2回広島県教科用図書選定審議会 議事録 (概要)

- 1 開催日時 平成27年6月10日(水)13:00~16:30
- 2 開催場所 広島県庁 東館 審理審問室
- 3 出席者 17名
- 4 欠席者 3名

5 内 容

事務局 (本会議の進行及び資料について説明)

この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については,第1回選定審議会の際に,第2回は第1回と同様に傍聴及び議事録を公開,第3回は議事録の み公開することを確認済みである。

副会長 会長が欠席のため、副会長が進行を代行する。

本日は、3種類の選定資料(案)が机上に配られている。まず、資料1-1「平成28年度使用中学校用教科用図書『選定資料』」(案)について説明をお願いする。

事務局 (資料1 (義務教)

(資料1-1に係る観点及び視点の設定について説明)

育指導課 担当者) (国語・書写、社

(国語・書写, 社会【地, 歴, 公, 地図】, 数学, 美術について説明)

副会長

事務局の説明について、質問や意見はないか。

委員

国語 (p. 9)

多くの教材がある中で, 意見文と主張文を取り上げている理由は何か?

事務局

子供たちの学習をより主体的なものにしていくために,学習指導要領では,言語活動を通して課題解決的な学習を仕組むことが求められている。

意見文は、学習指導要領で言語活動の一つとして示されたものである。個々が意見をもつために自分で資料を集めて分析しながら学習していく必要があり、主体的な学習が要求される。そこで、意見文に対して各発行者がどのような学習過程を示して、より主体的な学習になるようにしているのかを調査した。

委 員

例として意見文を取り上げる趣旨はよく分かるが、このテーマは「問題解決的な学習を実施するための工夫」であり、他にも討論や説明など問題解決的な学習がある。このような問題解決的な学習を各発行者が単元としていくつ扱っているのかという数を調べる必要はないか。

事務局

どの発行者も、「書くこと」、「聞くこと」、「話すこと」については、 すべての単元で問題解決的な学習になるようにしているので、今回は数を 調査するのではなく、一例として意見文を取り上げることとした。

委 員

意見であるが、主体的に学習に取り組む工夫ということで、問題解決的な学習を実施するということが、広島県が今実施しようとしている、「学びの変革アクション・プラン」に一致していると感じた。身近な環境などに焦点を当てて、思考したり判断したりということが大事だということを選定資料の視点が示している。また、社会、環境などの問題は、教科横断的なものであり、各発行者がねらっていることと、広島県がねらっていることが、よく整理されている資料である。

委員

地理 (p. 36)

「荒廃の進む日本の山村」で中・四国の事例が載っている。広島県の選定資料なので、広島の情報があってもよいのではないか。

事務局

「日本の諸地域」では中四国地方を学ぶこととなっている。広島県を学ぶのは小学校の学習であるため、中学校の教科書には具体的に示されていない。よって、生徒に比較的身近な中・四国地方を各社が取り上げているかを調査した。

委 員

歴史 (p. 49)

社会科の場合は、教科書会社が違っても基本的には内容は同じである。 その中で、開国の所を取り上げたのはなぜか。

事務局

近代の導入をなぜ取り入れたのかというと,近世から近代という大きな 転換期であるということ,近代で培われた文化やいろいろな制度が現代に もつながっているところに特徴がある。そのような近代と現代のつながり を生徒が見いだしたり,感じ取ったり,関連付けたりすることで生徒が興 味,関心をもち,主体的に学習できる内容であると考え設定した。

委 員

視点の設定で、国語や数学は問題解決的な学習となっているが、社会科ではもう少し踏み込んで、「課題の設定、整理・分析、振り返り」という細かいところまで書かれているのは何か理由があるのか。

事務局

例えば地理的分野の「身近な地域を調べよう」では、地域の課題を生徒 自らが見いだしてその課題に対して探究する中で、その地域に対して参画 をしていこうという学習がある。自ら課題を見いだして友達と協働的にそ の課題に対して分析をしたり考えていったりという活動が主体的な学び につながっていくと捉え、視点を設定した。

副会長

その他に質問や意見はないか。

委 員

(なし。)

副会長

それでは、後半の説明をお願いする。

事務局 (義務教 育指導課 担当者) (理科,音楽【一般,器楽合奏】,保健体育,技術・家庭(技術分野), 技術・家庭(家庭分野),英語について説明)

副会長

先ほどの説明について,質問や意見はないか。

委員

器楽合奏 (p. 143)

和楽器で筝を取り上げているが、広島県ではだいたいどの学校でも筝は あるものなのか。事例として挙げるもので学校にほとんどないものを挙げ ると、これを参考にするのが難しくなるのではないか。

事務局

確かに和楽器がすべての学校で充実しているわけではない。例として筝を取り上げたのは、学習で身に付けた技能をすぐに活用できるような学習展開が筝の学習によって示されているからである。筝については、基礎的な技能を活用して創作までの学習が一体的に扱われているので取り上げた。創作のときに、筝は音が出しやすく創作がしやすい。篠笛は安価で手に入りやすいが、音が出しにくいため、創作では技能面で制約がかかる。

委 員

技術・家庭(家庭分野)に関わって意見として述べたい。教科書に載っていることなので仕方がないことであるが、教科書の記述で気になったところがある。「私の成長をたどる」のところに、振り返りで、家族や周囲の人に幼いころのことを聞くということが書かれている。今は、小学校の二分の一成人式も実施について是非の議論がある中で、教科書に書いてあるのがよいのかどうか気になった。

事務局

中学校学習指導要領解説には、生徒のプライバシーに配慮することが示されている。教科書を使う側の指導者が十分プライバシーに配慮する必要があると考える。

委 員

意見である。教科書が昔の資料集みたいになっている。非常に重く大きい。中学1年生の生徒は体が小さいので、それを持ち帰るとなると毎日背中が痛くなる。リュックに教科書だけでなく辞書も入れるとかなりの重さである。自転車にも乗れないほどである。健康を害するほどと思うので、教科書会社にはもっと軽い教科書を作ってほしいと思う。ICT教育がこれだけ叫ばれているのに、ビジュアル的にも紙質も最高レベルの教科書なのに、重い紙の教科書をもたせている。こんな教科書でよいのかと思う。

副会長

貴重な意見として受け止めたい。 その他質問, 意見はないか。

委員

保健体育 (p. 165)

「主体的に学習に取り組む工夫」の「実習や調査を実施するための資料の数と具体例」が細かく分けてあるが、大きく分けると、「心肺蘇生」と

「止血」,「包帯法」の3つではないか。細かく分けると数に差が出るが大きくは3つにまとめるなど工夫ができないか。また,AEDが実習として入れられているところと入れていないところがあるのが特徴なのか,心肺蘇生法の中にくくりとして入っているのかどうなのかが分かりやすい方がいいのではないか。

事務局

学習指導要領に心肺蘇生法が特化されているということもあり、各発行者とも実習として心肺蘇生法がメインになっている。AEDについては選定資料に載せているとおりである。

委 員

実習だけの数を見るとかなり多いように見えるが、細かく分けているだけで、おおむねどこも3つの実習が載っているということだと思う。AEDは、載っているか載ってないかがはっきりしていればこれでよい。

委 員

意見である。基礎基本の定着はどうすべきか、主体的な学びの提供はどうすべきか、意欲関心を高めるための内容構成、各教科で考えられる探究的な学習、現学習指導要領で学ぶべきこと、県教委が今回示そうとしていることが 9 教科を通してよく伝わってきた。最終的には、評価が難しいという意見が出たが、アクティブラーニングにもっていきたいということも分かった。ディスカッション、レポート、卒論にまとめる、自分たちに身近な実体験できることをトピックスにするということが伝わってきた。

副会長

他に意見はないか。

委員

(なし。)

副会長

続いて、資料1-2「平成28年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者 又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部におい て使用する中学校用教科用図書『選定資料』」、資料1-3「平成28年度 用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書『選定資料』」について 説明をお願いする。

事務局 (特別支援 教育課 担当者) (資料1-2及び資料1-3に係る観点及び視点の設定について説明)

副会長

事務局の説明について,質問や意見はないか。

委 員

資料1-2で、 $1\sim3$ ページと $4\sim6$ ページが重複しており、目次と種目の対応が為されていないのではないか。

事務局

重複しているページは削除し修正する。

委員

調査研究の観点等で、観点、内容の取扱い等で2つの中身があり、更に下位の項目がいろいろあるが、教科によって、調査項目があるものとない

ものがあるように思うがどうか。

事務局

種目によって、調査項目対象の単元数が0という場合もある。今回の選定資料では平成24年度に作成した選定資料において単元数が0であったものは、観点から除いているため、種目によっては調査項目がないものがある。

委 員

資料 1-2 (p.88)

「視覚障害のある生徒が興味・関心等をもって取り組むことができる内容等」の「情報機器の活用等に関わる内容がある」の中には、視覚障害に配慮を要する単元も含まれているのではないか。そのような重なりを表記することはできないか。

事務局

単元によっては、他の障害に配慮を要する場合も確かにある。重なりの数を表記できるかどうか検討したい。

委 員

特別支援が必要な子供は、多感覚で学ぶことがとても大事だと思うが、 資料1-3、一般図書の選定資料で、例えば触感などの数を明記すると分かりやすいのではないか。

事務局

数としては明記していないが、内容の特徴としては示している。

委 員

資料1-3で、p. 3の『「平成28年度用一般図書一覧」に新たに登載された図書の一覧』が、平成28年図書コードの順になっていないのではないか。

事務局

文部科学省の示している掲載順どおりだが再度確認する。

委 員

美術において、「生徒が興味・関心等をもって取り組むことができる内容等」の「情報機器の活用等に関わる内容がある」は、障害種を越えた共通調査項目になっていると思われるが、障害種によって題材数が異なっているのは誤りではないか。

事務局

誤りなので、修正する。

副会長

その他,全体を通して意見はないか。

委員

資料 1-1 数学 (p. 105) で、「説明したり、話し合ったりする問題 や問等の具体例」各欄の一番下に「問」だけや (2)だけで何も書いてないところがあるがどういう意味かよく分からない。

事務局

「問」や番号だけ残っているところについては,分かりにくいので削除する。

委 員

器楽合奏 (p. 143)

和楽器の取扱い方の「楽器ごとの楽曲」の欄で,1つの発行者が「筝,

三味線,篠笛、尺八」となっており、太鼓が入っていない。合奏曲としては太鼓があるが「楽器ごとの楽曲」には太鼓がないということでよいか。

事務局 再度確認する。

副会長 その他、質問及び意見はないか。

委員 なし。(全委員)

事務局 本日いただいた意見をもとに、選定資料を修正の上、内容を確認した後に果教育委員会に答申したいと思うがよいか。

委員 よい。(全委員)

副会長 以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。

事務局 選定資料については、副会長から答申後、教育委員会において決定する。その後、印刷・製本したものを採択関係者に送付するとともに、ホームページで公開する予定である。